

事業用電気通信設備規則の一部改正について
(諮問第1209号)

1 改正概要

2 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案
(新旧対照表)

(参考)

- ・事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する告示案…参考1
(新旧対照表)
- ・事業用電気通信設備規則第35条の2の2(異なる電気通信番号の送信の防止)のただし書に該当する場合について(取扱い方針)……………参考2

事業用電気通信設備規則の 一部改正について

平成20年4月22日
総務省

事業用電気通信設備規則の一部改正について

改正項目

1. 携帯電話基地局等に関する停電対策の適用除外(第16条関係)
2. 050番号を使用するIP電話用設備等の異なる電気通信番号の送信の防止(第36条の7関係)

1-1 携帯電話基地局等に関する停電対策の適用除外

【背景】

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)においては、電気通信役務の安定的かつ確実な提供を確保するために、停電の際の利用者への影響を最小限に抑えるべく、電気通信回線設備について停電対策を講じることとしている。

一方で、品質改善やサービスエリア拡大等利用者利便の向上のために地下街等に携帯電話の基地局等を設置する場合において、設置するスペースが限られていること等の理由から予備電源の設置が困難な場合がある。

このため、携帯電話の基地局等について、停電対策を措置することを原則とするが、一定の条件を満たしている場合においては、停電対策の措置を要しないこととする基本的な考え方を取りまとめ、平成20年2月6日から同年3月10日までの間、意見を募集し、寄せられた意見とそれに対する総務省の考え方と併せて同年4月4日に公表した。

これらを踏まえて、携帯電話の基地局等について、停電対策の措置を要さない場合の条件を整備する所要の改正をするものである。

【概要】

総務大臣が別に告示で定める条件に適合している携帯電話基地局等については、停電対策の措置を要しないとする規定を整備。

施行予定日:平成21年1月1日

1-2 携帯電話基地局等に関する停電対策の適用除外の条件

改正省令案の規定により規則第11条の規定(停電対策)を適用しない携帯電話基地局等の条件を告示に規定。

○昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)(抄)(案)

(事業用電気通信回線設備の適用除外)

第1条 (略)

2 規則第16条第4項の規定により規則第11条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。

- 一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域(電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この号及び次号において同じ。)が他の携帯電話用設備(規則第16条第4項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動電話端末を用いて通信を行うことができるものに限る。)に係るサービス提供区域内にあること。
- 二 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、サービス提供区域であつて通信を行うために必要な電界強度が得られる区域(次号において「無線ゾーン」という。)の通信機能を3時間以内に復旧できるように、蓄電池を配備する等必要な措置が講じられていること。
- 三 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、当該携帯電話用設備に係る無線ゾーンにおいて通信を行うことができないことについて、その設置する建築物その他の工作物(以下この号において「建築物等」という。)の管理者に対する説明が行われているとともに、建築物等において掲示する方法、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。

2-1 異なる電気通信番号の送信の防止

【背景】

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)においては、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び0AB～J-IP電話用設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきこと、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合についてはその限りでないことを規定している。

本規定の趣旨は、発信者の電気通信番号の正当性を担保することについて社会的な重要性が高まっていることから、発信元の偽装(他者へのなりすまし)等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することである。

【概要】

050-IP電話、携帯電話、PHSについても、現行のアナログ電話等に係る規定に準じ、電気通信事業者が、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきことを規定する。

施行予定日:平成21年1月1日

*アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び0AB～J-IP電話用設備を対象とする規定(平成20年4月1日施行)を準用

(注)本年3月26日「050-IP電話等の基本的事項に関する技術的条件」一部答申(該当部分抜粋)

⑥ 発信者番号偽装対策

050-IP電話サービスを提供する電気通信回線設備においては、端末からの発信者番号の正当性検証を行い、正当でない発信者番号が検出された場合は、発信者番号を無効にする等の措置を講ずることが適当である。

また、050以外の、携帯電話やPHSの電気通信番号を用いる電気通信回線設備においても、電気通信番号の正当性を担保することの社会的重要性は変わらないことから、同様の措置を講ずることが適当である。

なお、技術基準化する際には、電気通信事業者の中には本機能を実装していない者が存在する可能性もあることから、そうした電気通信事業者への影響の把握に努め、必要に応じて経過措置等を検討することが望ましい。

2-2 異なる電気通信番号の送信の防止に係る現行省令の取扱い方針

平成19年11月に事業用電気通信設備規則を改正し、アナログ電話、ISDN及びアナログ電話相当のIP電話について、以下のとおり、発信者に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号を送信することを防止するために必要な措置を講じることを規定。

○事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)(抄)

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないように必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

ただし書に該当する場合には、

- ①代表者番号を送信する場合
- ②0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合
- ③その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割(地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別)の観点において、着信者に誤認させることのないよう措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合 等がある。

*③の電気通信番号の役割の観点に基づく措置に関して、特に0AB～J番号については、品質識別及びサービス形態の識別の役割を有するとともに、電気通信番号規則上も、その番号から電話の相手先の地域が分かるという地理的識別を行えるよう定められている番号であり、また、その利用されている長い歴史から、「今そこからかかっている/そこにかけている」ことが確認できる社会的信頼性を有する番号でもあることに留意して、発信元を着信者に誤認させることのないようにする必要がある。また、発信元へ着信することの確保については、例えば、着信側事業者と発信側事業者を異にしており、コールバックのために着信側の電気通信番号を発信者番号として送信する場合において、着信側事業者と利用者の契約変更等が生じる場合であっても、常に発信元への着信が確保されていることが必要である。

3 スケジュール

平成20年4月22日	省令改正案を諮問 省令改正案及び関係告示案について総務省にて意見募集開始 (5月22日まで)
6月	答申(希望)
7月	公布(予定)
平成21年1月	施行(予定)

(参考) 総務省による意見募集の結果

「予備電源の設置を要しない携帯電話の基地局等の条件の基本的考え方(案)」に対して寄せられた御意見と総務省の考え方(平成20年4月4日公表)

御意見	総務省の考え方
<p>弊社はユーザー利便向上のため第三世代携帯電話のエリア拡大を進めておりますが、屋内のエリア対策については、基地局予備電源の設置スペースが限られていること等の問題でエリア化を断念している物件もございます。</p> <p>本改正案によって、これらの物件をエリア化でき、なおかつ通信インフラとしての安全信頼性の質を落とさずユーザーの利便向上が図れるため、本改正案に賛同いたします。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>本件基本的考え方(案)に賛同する意見として承ります。</p>
<p>本基本的考え方に賛成いたします。</p> <p>【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>本件基本的考え方(案)に賛同する意見として承ります。</p>

(参考) 意見募集を実施した基本的考え方(案)

予備電源の設置を要しない携帯電話の基地局等の条件の基本的考え方(案)

平成20年2月6日
総務省

1 現状

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)においては、電気通信役務の安定的かつ確実な提供を確保するために、停電の際の利用者への影響を最小限に抑えるべく、事業用電気通信回線設備に停電対策を講じることとしている。

一方で、携帯電話において、品質改善やサービスエリア拡大等利用者利便の向上を図るために多様な提供形態が進展するなか、地下街等に携帯電話の基地局や中継装置(以下「基地局等」という。)を設置する場合において、設置するスペースが限られていること等から予備電源の設置が困難な場合があり、代替的な措置による対応が求められている。

2 基本的考え方

従前どおり基地局等に予備電源を設置することを原則とする。ただし、上記1の現状を踏まえ、品質の改善等による利用者利便の向上の観点から、基地局等が次の条件をすべて満たす場合には、予備電源の設置を要しないこととする。

- ・そのサービス提供区域が他の基地局(予備電源の設置の措置を講じているものに限る。)のサービス提供区域内であること(利用者が屋外等へ移動することにより容易に通信が確保されること。)
- ・設備規模や重要度に応じて、通常電力の供給を受けている電源が停止した場合においても、その影響が最小限となるように措置を講じていること。
具体的には、原則として3時間以内に当該サービス提供区域の通信の機能復旧が可能となるように移動電源車や可搬型電源等の配備や人員の配置等の措置を講じること。
- ・当該基地局等の設置場所の管理者及び利用者に対して、予備電源の設置の措置が講じられていないため、停電時には通信の疎通が確保できないことの周知を図っていること。

なお、現在の事業用電気通信設備規則第16条の適用除外の規定は、従前どおりとする。

3 今後の対応

上記2の基本的考え方及び今回の意見募集の結果を踏まえ、事業用電気通信設備規則の改正について速やかに情報通信審議会へ諮問し、昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)と併せて改正に向けた手続を進める予定である。

(関係法令抜粋)

○事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置)が講じられていなければならない。

(適用除外)

第十六条 第四条、第八条、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備について適用しない。

3 第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な事業用電気通信回線設備について適用しない。

(参考) 情報通信審議会 IPネットワーク設備委員会による意見募集の結果

IPネットワーク設備委員会報告(案)に関する意見募集に対して寄せられた御意見と委員会の考え方
(平成20年3月25日公表 異なる電気通信番号の送信の防止に関連する部分のみ抜粋)

御意見	委員会の考え方
<p>事業用電気通信設備規則第35条の2の2(異なる電気通信番号の送信の防止)に規定されております「ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」について明確化を図っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【KVH株式会社】</p>	<p>発信者番号偽装対策については、0AB~J IP電話に利用する電気通信設備に対する技術的条件として、情報通信審議会一部答申(平成19年1月24日)を受け、本年4月1日施行の改正事業用電気通信設備規則に規定されています。050 IP電話等に関しては、0AB~J IP電話に対する考え方を踏襲するものとして、本委員会報告にとりまとめたものです。よって、発信者番号偽装対策の要件については、技術基準として制度化する手続きにおいて、可能な限り明確化を図ることが望ましいと考えます。</p> <p>「ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」については、代表者番号を送信する場合、0120番号の着信課金等、特殊なサービスの電気通信番号を利用する場合は該当するとされておりますが、その他のサービスについては、今後、制度改正を行う際に、以下の点に留意し、明確化することが適当であると考えます。</p> <p>(1)電気通信番号の役割(地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別)の観点から問題ないこと。</p> <p>(2)発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信者に着信することを確認すること。</p>
<p>050番号を用いるIP電話等 050-IP電話に関わる課題に対し、技術的条件及び標準化等の方向性が明確化されており、本報告書案に賛同します。</p> <p>特に、「発信者番号偽装対策」については、広く普及している050-IP電話サービスをより安全安心に利用できる様、本機能の技術基準化の早期実施が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>本報告案に賛同される御意見として承ります。</p>

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 電気通事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款～第三款 (略)</p> <p>第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の七）</p> <p>第三章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(適用除外)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十一条の規定は、総務大臣が別に告示で定める携帯電話用設備について適用しない。</p> <p>(異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第十條第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備（事業用電気通信回線設備のうち</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 電気通事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款～第三款 (略)</p> <p>第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の六）</p> <p>第三章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(適用除外)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(傍線の部分は改正部分)

ち、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。）について準用する。

附 則

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

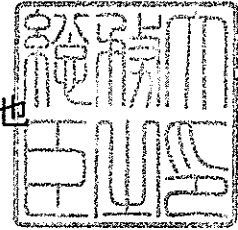


諮問第1209号
平成20年4月22日

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣

増田 寛也



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第41条第1項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の一部を改正することとしたいので、同法第169条第4号の規定により諮問する。

事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する告示案 新旧対照表
 ○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。）第十六条第三項の規定により規則第四条及び第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。</p> <p>2 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <p>一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域（電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）が他の携帯電話用設備（規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。）に係るサービス提供区域内にあること。</p> <p>二 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、サービス提供区域であつて通信を行うために必要な電界強度が得られる区域（次号において「無線ゾーン」という。）の通信機能を三時間以内に復旧できるように、蓄</p>	<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。）第十六条第三項の規定により規則第四条及び第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。</p>

電池を配備する等必要な措置が講じられていること。

三 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合に、当該携帯電話用設備に係る無線ゾーンにおいて通信を行うことができないことについて、その設置する建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の管理者に対する説明が行われているとともに、建築物等において掲示する方法、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。

附 則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

事業用電気通信設備規則第 35 条の 2 の 2（異なる電気通信番号の送信の防止）の ただし書に該当する場合について（取扱い方針）

1 背景及び概要

事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）においては、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び 0AB～J-IP 電話用設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきこと、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合についてはその限りでないことを規定している。（平成 19 年総務省令第 141 号による改正 事業用電気通信設備規則第 35 条の 2 の 2 等 平成 19 年 11 月 21 日公布、平成 20 年 4 月 1 日施行）

本規定の趣旨は、発信者の電気通信番号の正当性を担保することについて社会的な重要性が高まっていることから、発信元の偽装（他者へのなりすまし）等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することである。

事業用電気通信設備規則第 35 条の 2 の 2 ただし書では、「他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」について、端末伝送路設備に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号の通知がなされても、発信元を誤認するおそれがないと考えられる場合が存在することから、一律の規制から除外することを規定している。

本取扱い方針は、電気通信システムの根幹の一つを構成する電気通信番号の表示等への信頼性を維持しつつ、利用者の利益を保護する観点から、下記 2 のとおり、ただし書の趣旨や該当する場合について解説することを目的とする。

2 取扱い方針

事業用電気通信設備規則第 35 条の 2 の 2 ただし書における、「他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」には、①代表者番号を送信する場合、②0120 番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合及び③その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割（地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別）の観点から、発信元を着信者に誤認させることのないよう措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合等が該当する。

③の電気通信番号の役割の観点に基づく措置に関して、特に 0AB～J 番号については、品質識別及びサービス形態の識別の役割を有するとともに、電気通信番号規則上も、その番号から電話の相手先の地域が分かるという地理的識別を行えるよう定められている番号であり、また、その利用されている長い歴史から、「今そこからかかっている/そこにかけている」ことが確認できる社会的信頼性を有する番号でもあることに留意して、発信元を着信者に誤認させることのないようにする必要がある。また、発信元へ着信することの確保については、例えば、着信側事業者と発信側事業者を異にしており、コールバックのために着信側の電気通信番号を発信者番号として送信する場合において、着信側事業者と利用者の契約変更等が生じる場合であっても、常に発信元への着信が確保されていることが必要である。

電気通信事業者は、実際の設備の設置・維持・運用等に応じて、利用者への影響の程度を個々に判断し、事業用電気通信回線設備の技術基準適合性について自ら確認・維持することが求められる。

*本年3月26日の情報通信審議会一部答申「050-IP 電話等の基本的事項に関する技術的条件」（情審技第13号）において、発信者番号偽装対策に関する技術的条件の答申があり、これを受けて事業用電気通信設備規則の改正省令案を情報通信審議会へ諮問する予定である。当該省令案の答申を受けた改正省令に対しても、本取扱い方針を適用することとする。

3 本方針の改定

本方針については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行う。

<参考>

（関係法令）

○事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）（抄）

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないように必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。